

Ⅲ. 持続的な生産を支える基盤・環境づくり

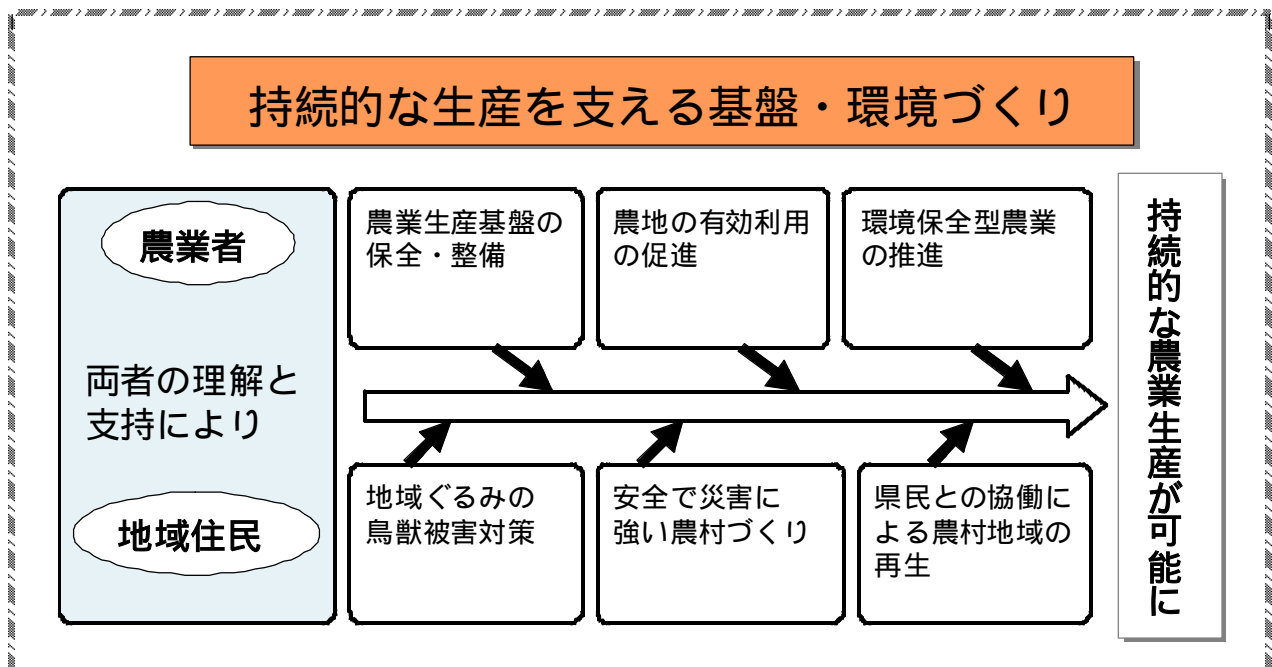
- 1 農業生産基盤の保全・整備
- 2 農地の有効利用の促進
- 3 安全で災害に強い農村づくりの推進
- 4 環境保全型農業の推進
- 5 地域ぐるみの鳥獣被害対策の強化
- 6 県民との協働による農村地域の再生

ねらい

持続的な農業生産を支える基盤・環境づくりを目指し、農地の有効利用に向けた農地集積の促進、地域の実情を活かした生産基盤の保全・整備、耕作放棄地対策を推進します。

また、地域の協働活動による農地や農業用排水路の保全、老朽化が進む農業水利施設の保全・整備を進めます。さらに、鳥獣害や自然災害に強い地域づくりに取り組むとともに、環境負荷を低減した農業生産を推進します。

施策展開のイメージ



1 農業生産基盤の保全・整備

老朽化した既存農業水利施設の有効活用を図るため、ストックマネジメント手法による機能保全対策を推進します。また、担い手を中心とした生産性の向上を図るため、地域に適した生産基盤の計画的な整備、低コストな整備手法の導入などに取り組みます。

既存農業水利施設の有効活用による農業用水の安定供給を確保するため、効率的な機能保全対策に取り組みます。

基幹的な農業水利施設を有する県内の33土地改良区について、土地改良区毎に機能診断を行い、農業水利施設としての機能を保全するために必要な対策方法を定めた機能保全計画を策定します。

機能保全計画に基づく対策工事を行うストックマネジメント手法の実施により基幹農業水利施設の機能を効率的に保全します。

小規模な農業水利施設については市町村・土地改良区・地域住民が主体となって施設規模に応じた保全対策が実施できるよう、指導や支援を行っていきます。

地域条件に適した生産基盤の整備により、優良農地の確保を図ります。

整備の遅れている西毛地域や赤城西麓地域などの畑地帯において、計画的に基盤整備を実施します。

簡易で低コストな整備手法による基盤整備を推進し、生産性の高い農地の確保を図ります。

耕作放棄地解消・発生防止基盤整備の実施により、地域が主体となった耕作放棄地の発生防止や農業用施設の維持管理の取組を促進します。

担い手への農地利用集積を図るため、生産基盤の整備を推進します。

担い手への農地利用集積と併せて実施する担い手育成型の基盤整備を優先的に取り組みます。

事業実施前に関係機関と連携して営農計画検討を十分にを行い、担い手への農地集積や集落営農の取組を支援します。

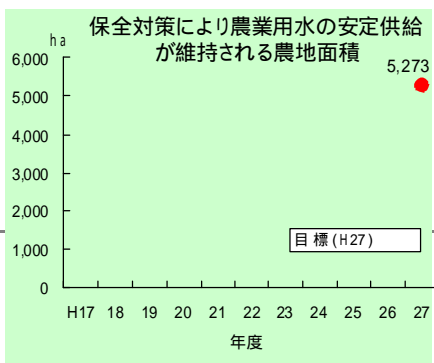
事業実施後のフォローアップにより、営農面での効果が発現できるよう支援します。

基幹的な農道の施設保全対策を推進します。

農業生産及び県民生活を支える農道が、将来にわたって良好な状態でその役割を果たせるよう、既存施設の長寿命化を図るとともに、計画的な予防保全対策に取り組みます。

施策推進指標

| 指標名(単位) | 参考(H17) | 現状(H21)基準年 | 目標年(H27) |
|---------------------------------|---------|------------|----------|
| 保全対策により農業用水の安定供給が維持される農地面積 (ha) | - | - | 5,273 |



ストックマネジメント： 農業水利施設について土地改良区などの施設管理者による日常管理や施設の定期的な機能診断を行い、施設の老朽化及び劣化状況に応じた計画的な保全対策の実施により、既存の施設を有効活用し、施設の長寿命化やライフサイクルコストを低減させる手法。

2 農地の有効利用の促進

農業生産を支える農地の有効利用を促進するため、農地集積(流動化)や、地域の実情を活かした耕作放棄地対策を推進します。また、優良農地の確保を図るため、各種農地制度の適切な運用を行います。

担い手への農地集積(流動化)を推進します。

市町村、農業委員会、JAによる農地利用調整活動を支援し担い手への農地集積を促進します。担い手への面的な農地集積の促進のため、農地利用集積円滑化事業(JA、市町村等)の推進と県農業公社による農地保有合理化事業を推進します。基盤整備と一体となった担い手への農地利用集積を促進します。

地域の実情に即した耕作放棄地対策を支援します。

耕作放棄地の発生防止のため、市町村、農業委員会、JA等による農地利用調整活動を支援し、農地集積の促進と一体的な取組みを推進します。農業委員会による農地利用状況調査や耕作放棄地所有者への利用・再生のあっせん活動を支援します。耕作放棄地の再生活用に向けて、市町村・JA・土地改良区などの情報の共有化と関係機関等の連携を図ります。耕作放棄地を活用した野菜や戦略作物(麦、飼料作物、飼料米、ソバ等)の作付を促進します。県農業公社による耕作放棄地再生利用(再生作業、就農研修、市民農園)を推進します。

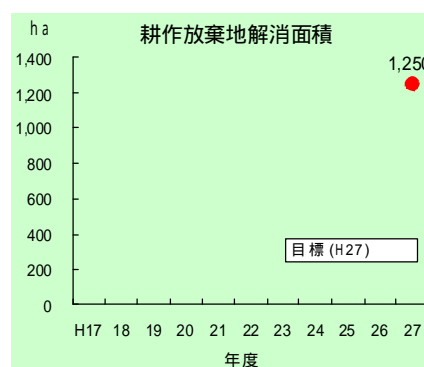
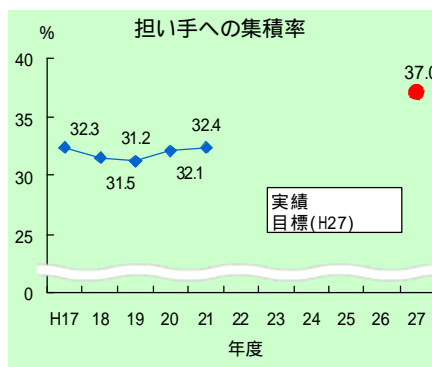
新たな農地制度の適切な運用により優良農地の確保を図ります。

農業振興地域制度及び農地転用許可制度を適切に運用し、優良農地の確保を図るとともに、農地の貸借を促進し効率的な利用を図ります。

施策推進指標

| 指標名(単位) | 参考(H17) | 現状(H21)基準年 | 目標年(H27) |
|----------------|---------|------------|----------|
| 担い手への農地の集積率(%) | 32.3 | 32.4 | 37.0 |
| 耕作放棄地解消面積(ha) | - | - | 1,250 |

耕作放棄地解消面積のH27の目標はH23～27の5カ年間の累計



3 安全で災害に強い農村づくりの推進

農業気象災害による農作物、農地、農業用施設への被害を未然に防止するため、技術対策の情報提供、農業用施設の整備、老朽化ため池の保全整備に取り組みます。また、被害発生後の農作物の再生産確保、農地、農業用施設の復旧を支援します

農業気象災害の発生防止のための情報提供や被害発生時の迅速な対応を図ります。

様々な農業気象災害の発生に備え、技術対策等の適時適切な情報提供を行います。
被害農作物の樹草勢回復への支援措置を講ずるとともに、被害農漁業用施設の復旧に必要な災害経営資金等の融資により、再生産の確保を図ります。
梅雨や台風等に加え、局地的なゲリラ豪雨等により発生する農地や農業用施設災害の復旧を支援します。

安全で災害に強い農村づくりを目指して、農業水利施設等の整備を推進します。

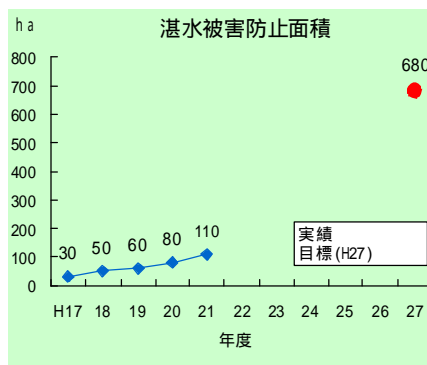
流域の開発等によって、湛水被害が頻発している地域において、排水施設の整備により、農用地への被害を防止するとともに、宅地等への浸水も防止します。

老朽化等で改修が必要なため池について、早期改修を推進します。

農業用ため池緊急点検により、早期に改修が必要とされたため池について、計画的な整備を行います。

施策推進指標

| 指標名(単位) | 参考(H17) | 現状(H21)基準年 | 目標年(H27) |
|----------------|---------|------------|----------|
| 湛水被害防止面積(ha) | 30 | 110 | 680 |



4 環境保全型農業の推進

農業の生産活動に伴う環境負荷の軽減を図るため、環境保全型農業への取り組みを推進します。また、農業生産工程管理(GAP)、総合的病害虫・雑草管理(IPM)の確立等を支援するとともに、発生予察に基づいた的確な防除等により持続可能な農業生産を推進します。

化学農薬や化学肥料の低減、土づくりにより、環境への負荷を低減した環境保全型農業への取組を推進します。

持続的で環境にやさしい農業を実践するエコファーマーの認定取得を推進します。
群馬県特別栽培農産物認証制度を推進するとともに、国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の表示ルールの普及啓発を図ります。
群馬県有機農業推進計画に則した有機農業の取組を推進します。

環境保全、労働安全などの分野を含む高度な農業生産工程管理(GAP)の導入を推進します。

GAPの考え方や理念について農業者の理解を進め、環境保全、労働安全の推進を図ります。
普及指導員、JA職員などのGAP指導者の育成を行うとともに、農業者の中からGAPリーダーを育成します。
アドバイザーの派遣により、GAPの導入地区(団体)を支援します。

総合的病害虫・雑草管理(IPM)の考え方や技術を広く周知するとともに、IPM実践指標に基づく技術の普及・定着を図ります。

県が農作物ごとに策定したIPM実践指標を基本とし、天敵などを導入した総合的な病害虫防除対策を推進します。
化学農薬に代わる防除技術の研究開発を行うとともに、新たな技術については実証展示ほを設置し、効果の確認を行います。
新たに得られた成果は、適宜IPM実践指標に加え、技術の普及、定着を図ります。

病害虫について発生予察を行い、効率的な防除により農作物の安定供給と環境への負荷軽減を図ります。

農作物の病害虫発生状況について定期的に巡回調査を行います。
病害虫の発生予察に関する情報を定期的に農業者等に提供し、重要病害虫のまん延が懸念される場合には注意報等の発表により、的確な防除を推進します。

農作物残渣や農業用廃資材の適正処理を推進します。

農業の自然循環機能を高めるために、農作物残渣の有効活用の取組を支援します。
農作物残渣が病害虫の発生源となることを防止するため、適正処理を推進します。
農業生産活動全般から発生する廃棄物資材の回収と、適正処理により、資源のリサイクルを推進します。

農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice): 農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management): 化学農薬による防除だけでなく、様々な防除手段の中から適切な技術を組合せ、経済的な被害が生じないよう病害虫や雑草の管理を行うこと。

地球温暖化の防止に向けた取組を支援するとともに、温暖化に適応した品種育成や栽培技術の確立・普及を進めます。

農業生産に係る温室効果ガスの発生を低減させるため、施設園芸における化石燃料の代替技術の導入や、家畜ふん尿の処理方法の改善などの取組を支援します。

地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動の取組(減化学肥料・減化学合成農薬、カバークロップ等の作付け、冬期湛水管理、有機農業)を支援します。

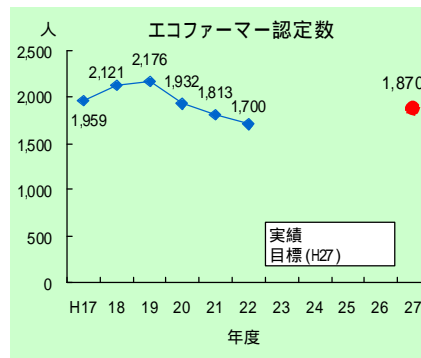
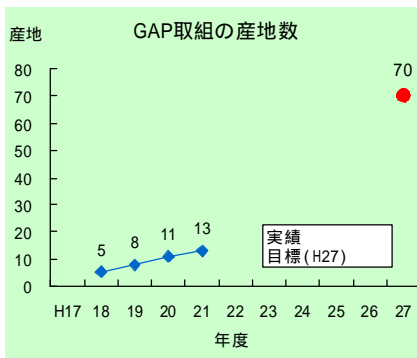
地球温暖化に対応した水稻、野菜、花き、果樹などのオリジナル品種の育成や品種選定に取り組むとともに、栽培技術の確立と普及を図ります。

施策推進指標

| 指標名(単位) | 参考(H17) | 現状(H21)基準年 | 目標年(H27) |
|---------------|----------------|--------------------|----------|
| GAP取組の産地数(産地) | 5 ¹ | 13 | 70 |
| エコファーマー認定数(人) | 1,959 | 1,700 ² | 1,870 |

1 GAP取組の産地数はH18の実績

2 エコファーマー認定数はH22の実績



生物多様性の保全：農用地にも多種多様の生物が様々な繋がりで生息しており、作物の生育にも役立っている。農薬や肥料などの使いすぎを止めることで、こうした生物への影響が少なくなり、持続的な農業生産を進めることができる。

5 地域ぐるみの鳥獣被害対策の強化

年々増加する鳥獣被害への対策を強化するため、「鳥獣被害対策支援センター」を中心に、「包括連携協定」を締結した日本獣医生命科学大学との連携により、計画的かつ総合的な被害対策に取り組み、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進します。

市町村の鳥獣被害防止計画に基づく取組を支援します。

鳥獣害防止特措法に基づく市町村鳥獣被害防止計画の策定や、計画に基づく対策の円滑な実施に向け、助言・指導を行います。

地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進します。

被害状況や加害鳥獣の生息状況を把握するとともに、被害地域住民の合意形成、集落環境診断に基づき、被害対策を実施してその効果を検証します。

鳥獣との棲み分けを図る侵入防止柵や緩衝帯の整備を支援します。

予測不能な被害の発生に対して、迅速な対策が図れる支援体制を強化します。

関係機関と連携して、安全で効果的な鳥獣害防止技術の開発と普及を図ります。

農業者による有害鳥獣捕獲を支援します。

農業者等を対象に、わな猟免許取得の推進を図ります。

農業者自らが農地を守るため、安全で効果的な有害鳥獣の捕獲を支援します。

鳥獣被害対策指導者を育成します。

野生鳥獣の生態や被害防止に関する基本的な知識・技術を有する被害対策指導者を育成します。

地域に精通し、高度な専門知識と技術を有する被害対策専門技術者を育成します。

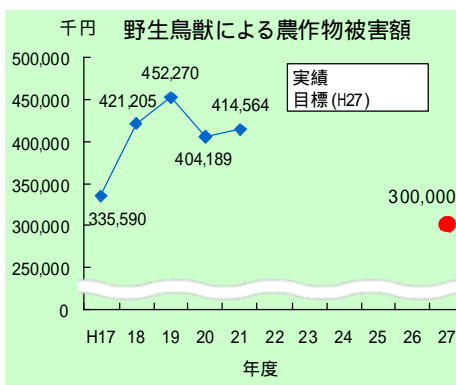
鳥獣被害対策に関する情報の共有化や広域的対策に取り組みます。

野生鳥獣害対策協議会や啓発資料等を活用し、被害状況及び被害防止技術に関する情報を関係機関と共有するとともに、広く県民に提供します。

国・近隣県と連携し、広域的な被害対策に取り組みます。

施策推進指標

| 指標名(単位) | 参考(H17) | 現状(H21)基準年 | 目標年(H27) |
|-----------------------|---------|------------|----------|
| 野生鳥獣による農作物被害額 (千円) | 335,590 | 414,564 | 300,000 |



6 県民との協働による農村地域の再生

過疎化、混住化等が進む農村地域において、農業・農村が持つ多面的機能を保全するため、地域住民の協働による取組を強化します。特に中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度等の活用により、活動の核となる人材を育成し農村地域の活性化を図ります。

地域の結びつきを強化し、農村地域の維持や活性化の取組を支援します。

農家と非農家の協働活動を通じた話合いや、地域住民と都市住民との交流イベント等を通じた住民の結びつきの強化を支援します。

地域の子供たちや老人会等の各種団体が行う、啓発活動や農業体験等の活動を支援し、農地・農業用施設、農村環境の保全に向けた意識の向上を図ります。

棚田・棚畑地域での保全計画の策定や活動の支援により、地域での保全活動を支援します。

農業者と地域住民の連携と協働による農地や農業用施設の保全活動を支援します。

農業者や地域住民などにより構成される組織が行う、農地や農業用施設の日常的な保全管理や、地域資源を有効活用した自然環境や景観の保全などの取組を支援します。

集落等が行う水路、農道等の補修、補強など施設の長寿命化のための取組を支援します。

地域資源の活用により中山間地域の農村集落の維持・再生に取り組みます。

中山間地域等直接支払制度による協定締結を推進し、協定に定めた活動が継続的に行われるよう支援します。

地域それぞれの資源や特性を活かした農業生産活動を支援し、集落機能の維持・発展を図ります。

農業者による捕獲や侵入防止柵や緩衝帯の整備を支援し、地域ぐるみの鳥獣被害対策を強化します。

人材育成や地域資源の商品化支援等により、新たな交流需要の創出を図ります。

農業体験イベントの開催や普及啓発パンフレットの作成等により、中山間地域の農業や農村の有する多面的機能に対する理解を進め、地域住民全体での取組を促進します。

施策推進指標

| 指標名(単位) | 参考(H17) | 現状(H21)基準年 | 目標年(H27) |
|---------------------------------|---------|------------|----------|
| 農地・水保全管理支払 (ha) (向上活動支援取組面積) | - | - | 1,600 |

